

総合評価方式（建設工事）における 「担い手確保・育成への取組（２）」の 評価対象の変更について

若手入職者の確保・育成を進めるため、総合評価方式（建設工事）において、「担い手確保・育成への取組（２）」の評価を令和6年6月から行っているところですが、近年の労務費や資材単価等の高騰に伴い工事価格が上昇している事を受け、「発注方法の取扱いについて」における入札参加者の等級区分を決める価格等が令和7年6月より改正されたことに伴い、この評価の対象工事についても令和7年6月より下記のとおり見直します。

- 1 対象工事 発注工種： 土木一式工事
（現行）
予定価格： 5千万円以上3億円未満
↓
（改正）
5千万円以上4億円未満
※評価配点や評価内容については変更ありません

- 2 適用時期 令和7年6月1日以降公告にかかるものから適用



三重県HP「建設業のための広場」に掲載のお知らせでご確認ください。
(<http://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/index.shtm>)

【お問い合わせ先】 三重県 県土整備部 公共事業運営課 総合評価班 059-224-2696